



産業廃棄物排出事業者・処理業者の 優良認定・評価設計の考え方

1. 新たな制度設計に関する基本方針
2. 懇話会でご意見いただきたい内容

平成31年3月18日

北九州市環境局産業廃棄物対策課

1. 基本方針

(1) 目的、認定、対象、インセンティブ



制度の現状と課題

- ① 認定取得事業者は、排出事業者5者、処理業者24者の合計29者にとどまっております。特に排出事業者は**認定制度の認知度が低い**（国の優良認定取得は30者）
- ② 認定を取得することによる**インセンティブが小さい**
- ③ 認定基準の**評価項目が明確ではない**

現在の認定制度

目的	産業廃棄物の排出から最終処分まで一貫した高度化を図り、地域社会への貢献および市民の信頼確保に資することを目指す	
認定	有効期間	認定の日から起算して5年間
	募集方法	年に1回
	有識者の意見	認定に当たっては、あらかじめ産業廃棄物処理に係る有識者に意見を聴く
対象	排出事業者	市内に事業所を有する事業者
	処理業者	以下のいずれも満たす事業者 ・ 市の産業廃棄物処理業者であって、かつ、市内に事業所を有する業者 ・ 産業廃棄物処理業者の許可を取得して5年以上経過している業者
インセンティブ	表彰（認定証交付）、認知業者の称号付与（許可証等への記載）、市ホームページでの周知、業者検索システムにおける認定業者の表示（処理業者のみ）北九州市認定産業廃棄物排出事業者／処理業者の名称利用	

制度設計の考え方

- これまで通り
- これまで通り5年間**または許可期間**
- 年1回または許可更新時（国は更新時）
- **これまで通り行うが評価方法などは要検討**
- これまで通り
 - ・ **排出事業者、処理業者**が対象
 - ・ 市内に事業所を有している
 - ・ 処理業者は許可取得から5年以上経過
- 認定取得に対する意識高揚を図るため、**多様なインセンティブを提供**

1. 基本方針

(2) 認定基準



現在の認定制度

認定基準	排出事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 3 Rの取組み (1) 取組実績評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己処理の場合は処理基準を遵守 ・ 改善命令、措置命令、警告指導を相当期間受けていない ・ 3 Rの取組みが他と比べ特に顕著 ・ 上記取組の効果が実績として認められる (2) 施設環境評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第12条第2項で定める産業廃棄物保管基準を遵守 ・ 事業場内が清潔 ◆ 優良処理業者への優先委託、委託処理状況の確認、電子マニフェストの導入、従業員の教育研修、環境配慮活動、地域への情報公開などの取組みも勘案して総合的に評価 ◆ 更新に当たっては認定期間中にさらなる取組みの向上が認められることが基準
	処理業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 3 Rの取組み (1) 取組実績評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の相当量の処理量がある (建廃：1,000 t、他：100 t/年以上) ・ 自己処理の場合は処理基準を遵守 ・ 改善命令、措置命令、警告指導を相当期間受けていない ・ 3 Rの取組みが他と比べ特に顕著 ・ 高度処理により高いリサイクル率を確保し、効果が実績として認められる (2) 施設環境評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設が法施行規則第12条に定める技術上の基準、維持管理技術上の基準に適合 ・ 事業場内が清潔 ◆ 電子マニフェストの導入、従業員の教育研修、環境は入り活動、地域への情報公開などの取組みも勘案して総合的に評価 ◆ 更新に当たっては認定期間中にさらなる取組みの向上が認められることが基準

制度設計の考え方

- **3 Rを基本**とする
- ※これまで通り(1)取組実績評価、(2)施設環境評価などが基準
- 3 Rだけではなく低炭素化や地域貢献、ダイバーシティなどについても評価項目に追加
- 追加する評価項目はSDGsの観点を考慮して設定
- 評価方法はポイント制にするなど、**客観的に評価**

- **リサイクル率は一律に評価できるものではないため、算出方法や評価方法についてはさらに検討が必要**
- **認定基準に対する評価方法(審査)は、有識者会合で(誰が)行うなどの検討が必要**

2. 懇話会でご意見いただきたい内容

(1) 評価項目



- **3 Rを基本**とする ※これまで通り(1) 取組実績評価、(2) 施設環境評価などが基準
- 3 Rだけではなく低炭素化や地域貢献、ダイバーシティなどについても評価項目に追加
- 追加する評価項目はSDGsの観点から考慮して設定
- 評価方法はポイント制にするなど、**客観的に評価**

評価項目の視点		主な取組内容	SDGsゴール
3 Rの推進 法令遵守		<ul style="list-style-type: none"> ◆取組実績評価 <ul style="list-style-type: none"> ごみ削減、リサイクル率向上の取組み推進 特定不利益処分を相当期間受けていない 3年平均で相当程度の処理量がある(処理業者) 優良認定処理業者への優先委託(排出事業者) ◆施設環境評価 <ul style="list-style-type: none"> 技術上の基準及び維持管理の技術上の基準、保管基準に適合 場内清掃 	
追加項目	低炭素化	<ul style="list-style-type: none"> 低公害型車両や省エネ設備の導入 ISO14001やエコアクション21等の環境マネジメント認証の取得 その他環境配慮活動の実施 	
	地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> 清掃活動への参加等、地域ボランティアに参加 地元雇用の推進 見学者の受入れや環境学習への協力 	
	透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 財務体制が健全(自己資本比率、負債割合等) 透明性確保(財務諸表、処理情報等の公開) 電子マニフェストの導入 	
	ダイバーシティ経営	<ul style="list-style-type: none"> 企業理念等にダイバーシティ経営を位置付ける 多様な人材(女性、高齢者、外国人)の雇用 従業員の教育研修、労働意欲向上や職場環境改善の取組み 	

2. 懇話会でご意見いただきたい内容

(2) 評価方法と認定方法



- 誰が審査するのか（事務局、有識者会議、第三者機関など）
- どのような評価項目で評価するのか（別紙「山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度」参照）
- 評価結果をどのように審査するのか（〇×の数で点数化、数値目標の達成状況など）
- 各評価項目をどのように審査（確認）するのか（情報確認、書類審査、現地審査）
- 評価結果によってどのように認定するのか（〇×（認定のみ）、グレード制、点数制など）

評価方法

	①情報確認	②書類審査	③書類審査+現地審査 (認証)
内容	申請者の責任において公開している情報や申請書類に記入した内容を確認	確認書類や実績データなどによって取組み内容や成果を評価し、有識者会議などで審査	書類審査に加えて、現地確認を行って取組みを評価し、有識者会議などで審査
留意点 など	<ul style="list-style-type: none"> • 情報の真贋までは判断できない • 手間があまりかからない 	<ul style="list-style-type: none"> • 審査基準（評価項目〇×の数、数値目標など）が必要 • 情報の確認に手間がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> • 審査結果は市等が一定の責任を負うため安心 • 審査に手間と時間がかかる

認定方法

〇×制（認定のみ）	グレード制（A～Cランク）	点数制（参考：経営事項審査）
-----------	---------------	----------------

2. 懇話会でご意見いただきたい内容

(3) インセンティブ



- 認定取得に対する意識高揚を図るため、現在のインセンティブに加え**多様なインセンティブを提供**

	現在のインセンティブ	新たなインセンティブの例
認定証等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表彰（認定証交付） ・ 認知業者の称号付与（許可証等への記載）北九州市認定産業廃棄物排出事業者／処理業者の名称利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優良認定排出事業者／処理業者であることが一目でわかる新たなロゴマークを作成して、名刺等への利用を許可
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページでの周知（一覧表のみ） ・ 業者検索システムにおける認定業者の表示（処理業者のみ） ・ 取組みのPR機会付与 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市のホームページで優良認定排出事業者／処理業者の取組み紹介ページを作成して周知 ・ 業者検索システムの改修に合わせて優良認定業者の検索や認定評価項目によって業者検索ができるようにする ・ エコテクノにおいて優良認定排出事業者／処理業者のブースを設置して取組み内容を紹介
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優良認定排出事業者／処理業者向けセミナーや講習会の開催
その他 優遇措置など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の各支援制度に関する配慮（具体的にはこれから） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の施設が排出する産業廃棄物を優先的に優良業者に委託する ・ 優良認定事業者／処理業者の設備に対する助成など各種支援制度に関する配慮を具体化 ・ 高度な設備導入などに関する相談窓口の設置

2. 懇話会でご意見いただきたい内容 (4) その他



制度の周知	<ul style="list-style-type: none">・ 優良認定制度を広く周知するための方策 例) 優良認定制度を周知するためのチラシやパンフレットを作成し、廃棄物管理責任者講習会や処理業者の許可更新時に優良認定制度の説明を行うとともに取得を呼びかける
優良認定未取得による ディスインセンティブ	<ul style="list-style-type: none">・ 認定を取得した排出事業者／処理業者のインセンティブだけではなく、認定を取得していないことのディスインセンティブの検討 例) 優良認定事業者のみが参加できる産業廃棄物処理（入札）の導入 処理業者検索システムに優良認定業者のみが取組みを紹介できる項目を追加
移行期間	<ul style="list-style-type: none">・ 新たな認定制度の導入時における、現在の認定排出事業者／処理業者への対応 例) 次回の更新時に新たな認定制度に移行
継続の場合の 募集方法	<ul style="list-style-type: none">・ 継続審査内容と募集方法の検討 例) 初めて取得する際は年に1回、継続の場合は許可更新時
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 市内事業者以外の排出事業者／処理業者への拡大・ 国の優良認定制度との連携 例) 国の優良認定を取得している事業者は許可期間にあわせて認定期間を7年に延長 <ul style="list-style-type: none">・ さんぱいくん（産廃情報ネット）との連携 など